

平成23年度 経営協議会（学外委員）からの意見等に対する取組状況

第1回（平成23年6月20日）

（評価について）

フィードバックが大切である。個人に対して、あるいは学科や学部などに対して、評価結果からどういうメッセージをフィードバックするのが非常に大切だと思う。

上記の経営協議会学外委員からの意見等を踏まえ、「教育職員評価の骨子」における教育職員評価の目的を次のとおりとした。

（教育職員評価の骨子（抜粋））

「改善を要する」あるいは「改善の余地がある」教育職員に対して活動改善計画書の提出を求め、部局長等の指導・助言により改善を支援し、「適切である」教育職員に対しても必要に応じて部局長等の助言により更なる向上を支援し、「優れている」あるいは「特に優れている」教育職員に対してはこれを適切に認識することにより意欲を高める

第2回（平成23年9月15日）

（教育職員評価の骨子について（案））

「自己申告の妥当性は部局長等が判断する。」となっているが、自己申告全体を審議する所が客観性の面では必要ではないか。部局長となると、非常に裁量的な余地があり、違いが出てくるのではないか。

上記の経営協議会学外委員からの意見等を踏まえ、「教育職員評価に関する具体的検討」において評価の客観性を追加した。

（教育職員評価に関する具体的検討（抜粋））

3段階の評価システムとし、各段階で複数人が評価する。

*第一段階：系長等及び副系長等、部局評価委員などの中から系長等が指名する教授が評価する。

なお、センター所属の教員に関しては、センター長及び当該センターの運営委員等の中からセンター長が指名する教授が評価する。なお、理事でない副学長及び学長特別補佐に対しては、第一段階の評価を実施しない。

*第二段階：部局長及び副部局長などの中から部局長が指名する教授が評価する。特に、SS、S評価については、部局の観点から必要な調整を行う。なお、第一段階の評価者については、第二段階で評価する。理事でない副学長及び学長特別補佐に対しては、管理運営以外の評価を第二段階で実施する。

*第三段階：SS, S 評価については、学長、学長の指名する理事、及び部局長が全学的観点から必要な調整を行う。第二段階の評価者については、学長及び学長の指名する理事が評価する。

理事でない副学長及び学長特別補佐に対しては、管理運営の評価及び総合評価を学長及び学長の指名する理事が実施する。

このように、一人の教員を複数人で評価し、さらに3段階で評価することにより客観性を持たせ、併せて、必要に応じて指導・助言を行う。

第2回（平成23年9月15日）

（教育職員評価の骨子について（案））

「授業アンケートの結果を直接反映させるには問題であり、アンケートの結果に課題があれば、部局長が必要な指導を行う。」ということだが、学生の評価は問題もあるかもしれないが、私はかなりシステムとして、もう少し組み込んでいいのではと思っている。

上記の経営協議会学外委員からの意見等を踏まえ、「教育職員評価に関する具体的検討」において授業アンケート結果を次のとおり取り扱うこととした。

（教育職員評価に関する具体的検討（抜粋））

授業アンケート結果を以下のように取り扱う。

- a) 通常いくつかの科目を担当しているが、たとえば必修である、受講生が多いなど、自分にとって最も教育に力を入れている科目を主に取り上げ、これに対する授業アンケート結果を記入する。このように考えた一つの理由は、授業アンケート結果や授業改善に対する取り組みには科目が違っていても共通性が高いと考えられることである。共通的でない部分は特記し、これも併せて評価すれば良いと考える。
- b) 「授業アンケート結果及びその解釈と改善活動」欄に、上記主要科目の授業アンケート結果、その解釈と改善活動を記入する。授業アンケート結果に対する評価は行わないが、その解釈及び改善活動を評価者が適切に評価できるよう、授業アンケート結果を記入するものとする。解釈と改善活動に対し自己評価（A, B, C）を記入する。SS, S 評価に相当すると考える場合には、評価シート下部の自己申告欄にその旨を記入する。
- c) 「教育目標の達成に向けての取組と改善活動（授業アンケート対応以外）」欄に、授業アンケート対応以外での教育目標の達成に向けての取り組みと改善活動を記入し、自己評価（A, B, C）を記入する。SS, S 評価に相当すると考える場合には、評価シート下部の自己申告欄にその旨を記入する。